



第1章

計画の 基本的事項

- 1 第2次松山市環境総合計画の概要
- 2 社会的背景



1

第2次松山市 環境総合計画の概要

1 第2次松山市環境総合計画の概要

(1) 第2次松山市環境総合計画の策定について

近年、環境問題は、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化、都市化に起因した多様な生態系の損失、資源の大量消費による天然資源の枯渇、都市型公害の発生など、多岐にわたっており、これらを解決するためには、市民・市民活動団体・事業者・行政が一体となって、総合的かつ計画的に環境への取り組みを推進する必要があります。

環境総合計画は、長期的な視点で環境への取り組みを体系化したものであり、松山市環境基本条例の基本理念及び施策の基本方針の実現に向けた計画として本市では、平成15年3月に策定されました。

計画内で示されている具体的な取り組みについては、概ね10年間を目標にしており、平成25年に策定後10年が経過することから、今般、第2次松山市環境総合計画を策定しました。

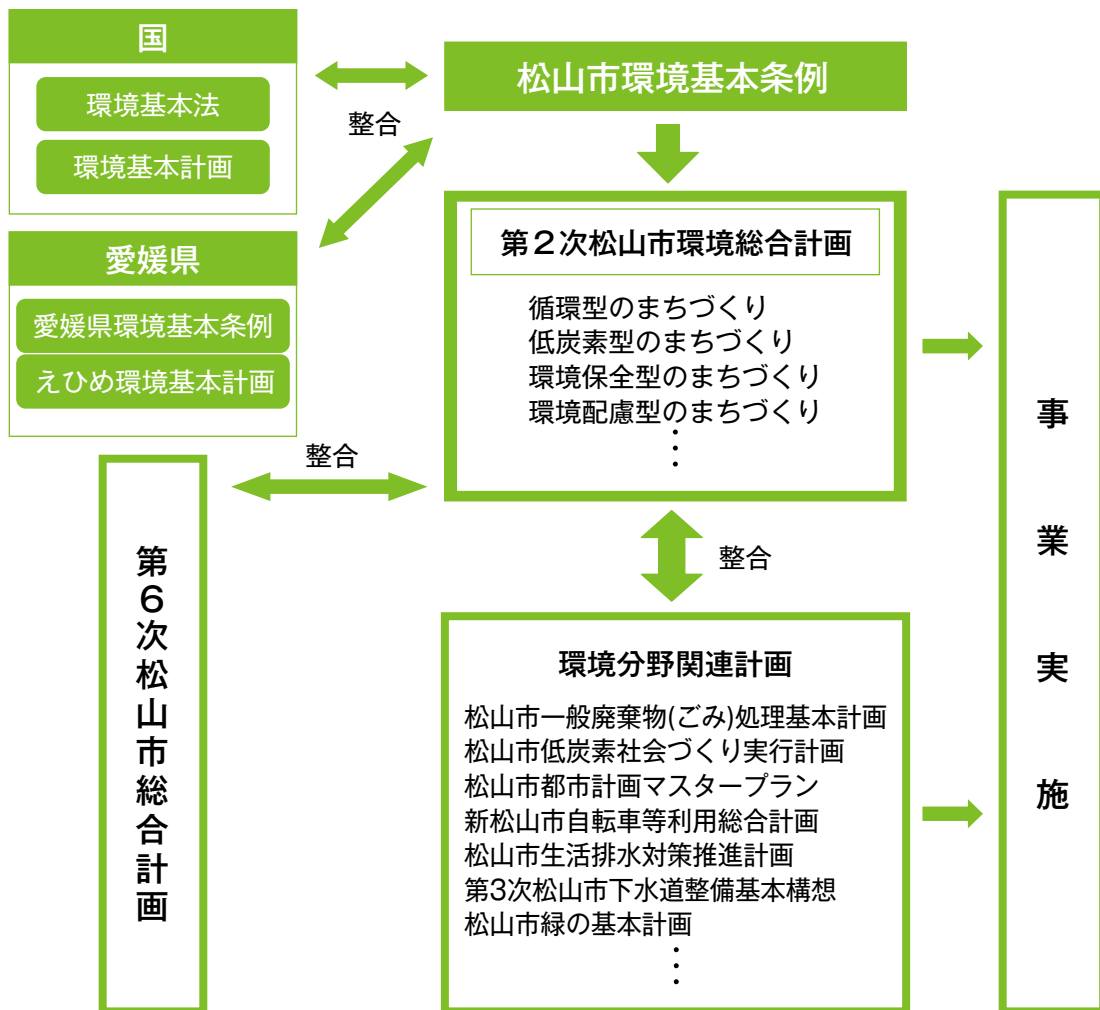
1 第2次松山市環境総合計画の概要

(2) 策定の基本方針

- ①本市の持つ特性を十分に踏まえた上で、独自性のある将来像を明確化するとともに、将来像の実現に向けた方向性を示すものとします。
- ②現在の本市を取り巻く環境への対応はもちろん、東日本大震災を踏まえたエネルギー政策の動向や、少子高齢化・人口減少等、将来の社会情勢の変化にも柔軟に対応できるものとします。
- ③国・県等の方向性及び長期計画との整合性に配慮するとともに、本市の第6次松山市総合計画及び環境関連計画との整合性を図ります。
- ④平成23年度に実施した、市民アンケートやみんなのまつやま夢工房の提言を踏まえるとともに、市民会議やパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を計画に反映させます。
- ⑤計画の実行性を確保するため、実施計画を策定します。

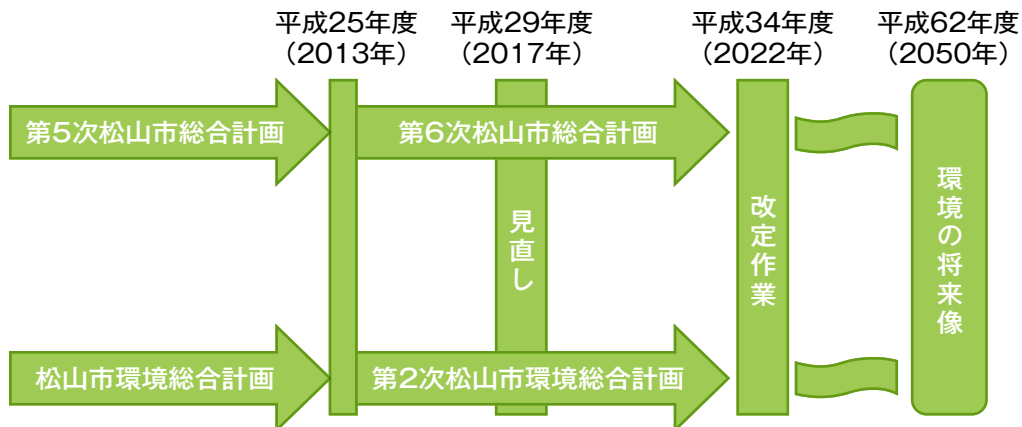
(3) 計画の位置づけ

本計画は、松山市総合計画を環境面から補完する計画であり、「松山市環境基本条例」に掲げる基本理念及び施策の基本方針の実現に向けた計画として、市民・市民活動団体・事業者・行政が環境保全・創造に取り組む上での基本的指針となるものです。



(4) 計画の期間

計画の期間は10年間とし、目標年次は平成34年度とします。また、近年の激しい社会経済状況の変動を考慮し、5年ごとに計画の見直しを行います。



(5) 計画の主体

計画の主体は、「市民」「市民活動団体」「事業者」「行政」です。本市は、地域から行動する各主体が中心となった環境保全への取り組みを進めます。

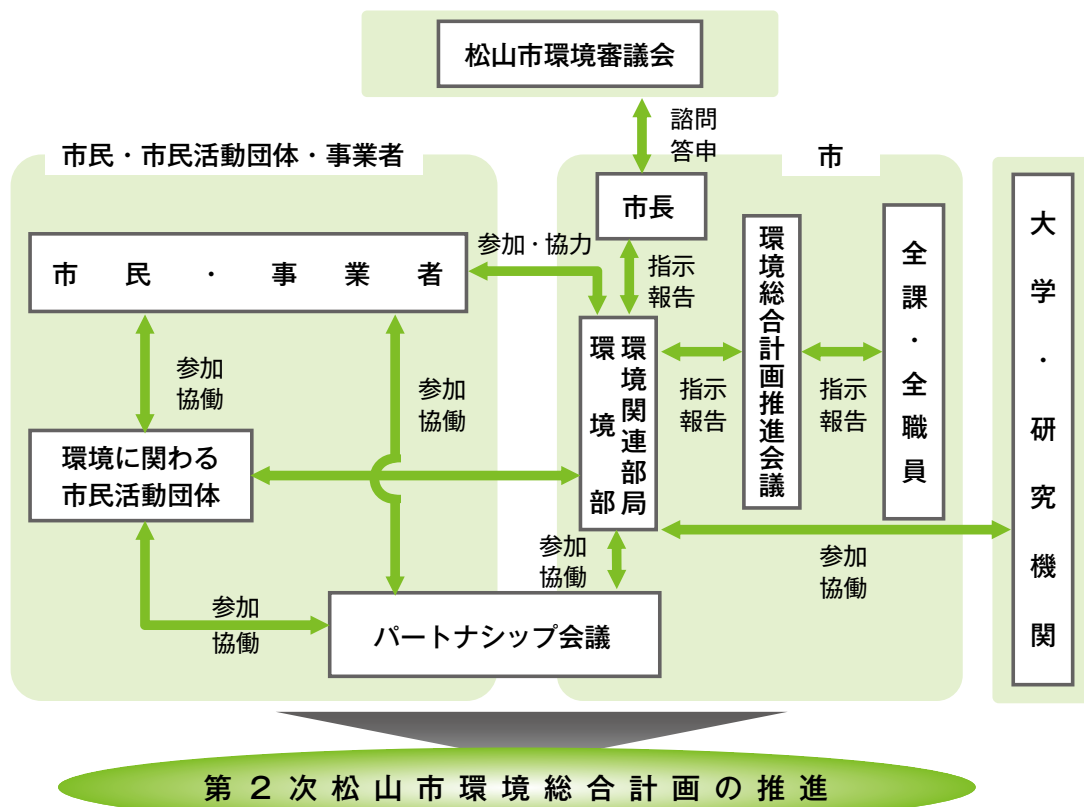


1 第2次松山市環境総合計画の概要

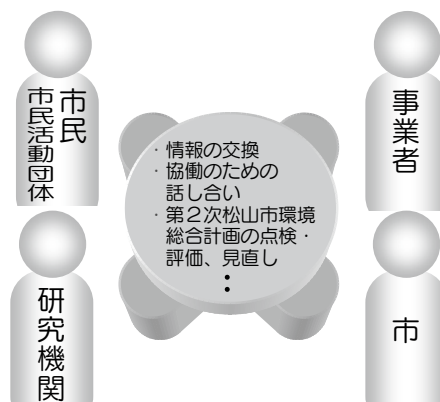
(6) 推進体制

第2次松山市環境総合計画で扱う取り組みは、個人レベルでできることから、地区レベル、市レベル、周辺自治体との検討や協力体制が必要なことまで、幅広くあります。各主体がそれぞれの役割を果たしながら、協力しあい、支えあって、連携を図ることが重要です。

そのためには、情報を共有化することで交流を生み、お互いの立場を尊重しつつ、対等の立場で話し合うことで信頼関係を育て、協働型社会を築きます。



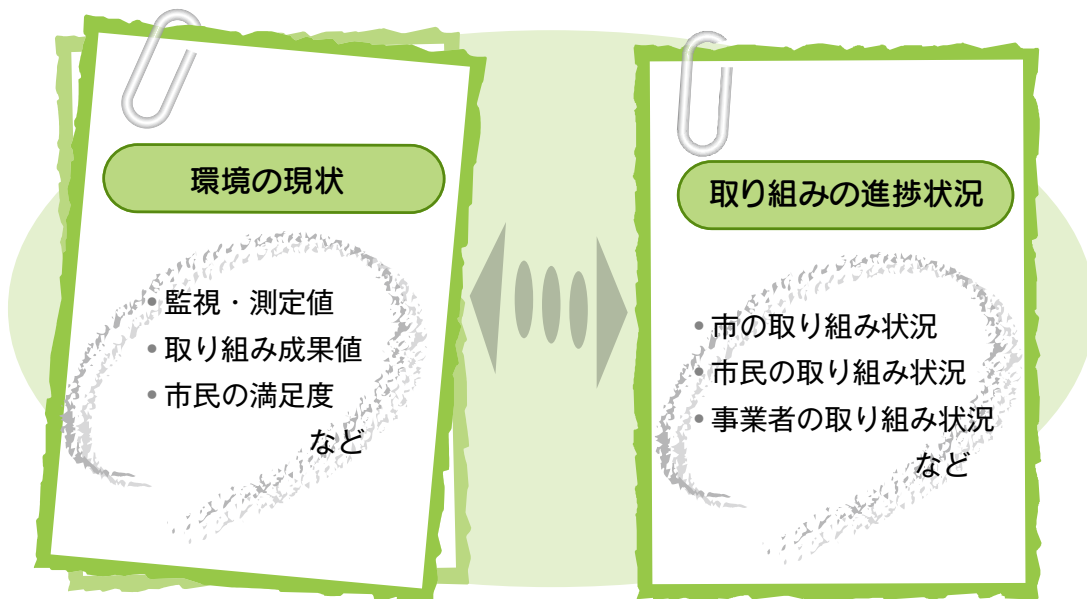
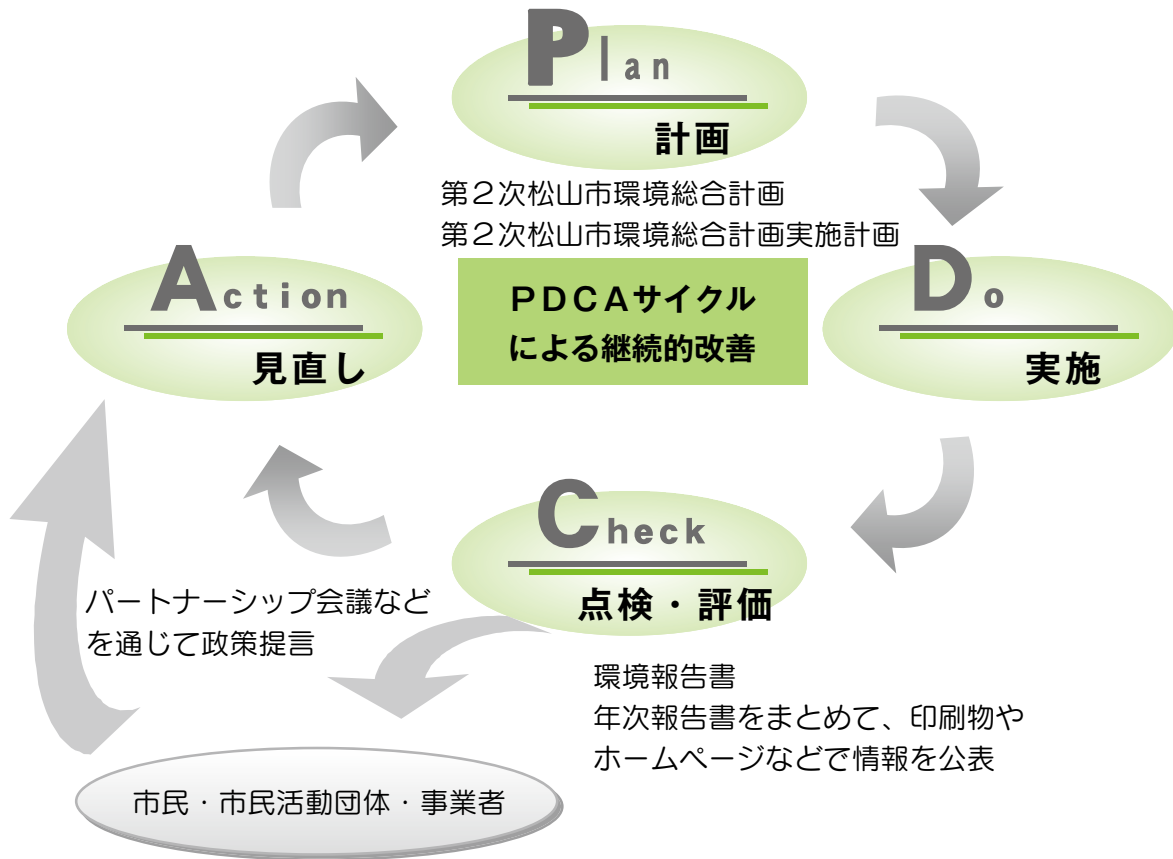
第2次松山市環境総合計画
を推進する連携・協働の
イメージ



(7) 進行管理

本市の環境の現状を把握したり、取り組みの進捗状況を調査するなど、総合的に評価します。

第2次松山市環境総合計画を進めるにあたっては、定期的に点検・評価を行うとともに、時代の流れに沿った計画の見直しを継続して行うことで、実効性を高めます。



2

社会的背景

(1) 行政運営に係る社会的背景

①安全・安心のまちづくり

近年の大規模災害の発生や将来の地震予測が行われるなか、自然災害に対する安全性の確保は、社会の最重要課題となっています。

特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に大規模な被害を受け、あらためて自然災害の脅威を認識させられました。これを踏まえ、全国の自治体で地域防災計画の見直しや地震津波対策を強化する動きが広がっています。

各主体の連携と協働のもと、地域が一体となって防災力の向上に努めるとともに、災害時・緊急時への対応力を高め、誰もが安心して暮らせる、災害に強い安全なまちづくりを進めていくことが求められています。

②少子高齢化の進行

わが国では、出生率の低下や平均寿命が伸びたことにより、少子高齢化が進行しており、本格的な人口減少社会に突入しつつあります。

子どもから高齢者まで、安全・安心にいつまでも元気で暮らせるまちづくりに向け、子育て支援、医療体制の整備、高齢者の健康・生きがい対策など、保健・医療・福祉部門の各種施策の充実が強く求められています。

③高度情報化の進展

インターネットをはじめとするネットワークの拡大、携帯情報端末の急速な普及など、飛躍的に発展する情報通信技術は、私たちの社会生活や経済活動になくてはならないものです。今や「情報」は、日常生活に密着した貴重な存在になっています。

今後、さらに高度化することが予想される情報化に対応した高度情報通信基盤の整備とともに、情報通信手段を活用した行政サービスの提供に取り組む必要があります。

④既存インフラの老朽化

高度経済成長期に整備した道路・河川・公営住宅などの社会インフラは、40年から50年の耐用年数を経て、今後、老朽化が急速かつ確実に進むことが予測されます。

更新に当たっては、少子高齢化や人口減少、環境問題などを考慮し、社会インフラの機能などに求められる地域の真のニーズを把握し、計画的かつ効率的に対応していくことが必要となります。

⑤地方分権の推進

地方分権は、国の権限や財源を部分的または全面的に地方自治体に移すことにより、地方・地域の実情に合った、より適切で柔軟な行政運営を推進できるようにするための取り組みです。

そのため地方自治体は、自己決定・自己責任の原則のもと、地域の特性を活かした独自のまちづくりや安定した行政サービスの維持、権限移譲に対応する人材の育成・確保、各主体などとの協働による推進体制の整備など、さらなる体制の充実・強化が必要です。

⑥地域間競争時代への対応

経済や観光など様々な分野で地域間の格差が拡大しています。

地域の活力を維持・発展させていくためには、地域独自の魅力づくりを継続的に進めていく必要があります。歴史、文化、自然など地域のたからを発掘し、磨くことにより個性的で魅力あふれるまちづくりを進めていくことが必要です。

⑦厳しい財政状況への対応

現在、国・地方ともに厳しい財政状況に直面しています。

厳しさを増す財政状況の中、地方自治体は、従来の行政サービスを維持・向上していくとともに、高度化・多様化する住民ニーズに対応していくため、行政組織・制度の整理統合、業務の効率化などにより、行財政基盤のさらなる強化、安定化を継続的に進めていくことが必要となっています。

(2) 環境問題の背景

① 持続可能な社会の形成

「持続可能な社会」は、資源やエネルギーの使用や廃棄物を減らし、環境再生を最優先する方向への社会経済の転換を表す包括的な用語です。

1992年に開催された「地球サミット」では、「環境と開発に関するリオ宣言」とそれを実現するための行動計画「アジェンダ21」が採択されるなど、現在に至る地球環境保全や持続可能な開発の考え方の基礎が作られました。また、地球サミットから20年後にあたる2012年には、同じブラジル・リオデジャネイロで、改めて私たちが望む世界について議論した「国連持続可能な開発会議」（「リオ+20」）が開催されるなど、世界的にも自然と調和した持続可能な社会を形成することの重要性が見つめ直されています。

② 東日本大震災による環境問題

東日本大震災では、広範囲にわたる津波被害により膨大な量の災害廃棄物が発生し、被災地の復興に当たって、その適正かつ迅速な処理が大きな課題となっています。このほか、建築物解体等に伴うアスベスト¹の飛散、被災した工場等からの有害物質の漏出などによる環境汚染なども懸念されています。

また、原子力発電所の事故を受け、今後、短期的には火力発電による発電の割合が増え、併せて温室効果ガスの増加が見込まれます。なお、その影響は被災地にとどまりません。さらに、原子力発電所事故により一般環境に放出された放射性物質によって大気、水、土壌環境が広域にわたって汚染されるといふ、深刻な環境問題が引き起こされました。これに伴い、放射性物質により汚染された廃棄物の処理や土壌等の除染等の対応が喫緊の課題となっています。

③ 循環型社会の推進

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済構造やライフスタイルは、廃棄物の処分場のひっ迫、資源の枯渇という深刻な問題をもたらしています。

平成3年に「資源有効利用促進法」、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、その後、容器包装、家電や小型電子機器などの個別リサイクル法が制定されています。このように循環型社会の構築に向けた法体系は整備されましたが、廃棄物の発生抑制、リサイクルは十分に進まない現状があります。

循環型社会の形成に向け、資源の有効利用や再生利用の取り組みの拡大、技術開発とともに、一人ひとりが認識と意識を高め、3R²を確実に実践する「行動」が求められています。

1 天然にできた鉱物繊維。吸い込んで肺の中に入ると健康被害の恐れがある。

2 「リデュース (Reduce: ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse: 再使用)」「リサイクル (Recycle: 再資源化)」の頭文字 (R) を取った略称。

④エネルギー政策

新興国におけるエネルギー需要の拡大による化石燃料の枯渇への懸念などを背景として、世界各国で再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組みが強化されています。

わが国においても、再生可能エネルギーによって発電された電力を電力会社が一定の価格、期間で買い取ることを義務付ける固定価格買取制度などに取り組んでいますが、福島第一原子力発電所事故の発生を機に、新たなエネルギー政策への転換が強く求められています。

⑤生物多様性の保全

生物多様性とは、様々な生態系や生きものがそれぞれつながりを持ちつつ、豊かに存在することを言います。人間活動や開発、里地・里山など管理が必要な自然に対する人の働きかけの縮小など人的要因や、地球温暖化や、外来生物など外的要因により20世紀以降の100年の間に、生物多様性の損失が急速に早まったと言われています。

国内においては、平成22年に生物多様性条約締結国会議が名古屋で開催され、平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されるなど、推進体制が整備されることにより、生物多様性の保全に関する取り組みは、徐々に拡大しつつあります。

⑥環境教育・環境学習

深刻化する環境問題の解決には、法整備や技術開発とともに、環境保全活動を確実に実践し、将来の環境を担う人材の育成が必要です。

わが国では、環境に対する意識を高め持続可能な社会を構築することを目的として、平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定しています。また、国際的には、第57回国連総会において、日本の提案により平成17年(2005年)から平成26年(2014年)までを「持続可能な開発のための教育の10年」とすることが採択され、政府、国際機関、NGO、事業者等が連携を図りながら、環境教育・環境学習を推進することとしています。

⑦事業活動における環境問題への取り組み

環境問題の深刻化や国民の意識の高まりを背景に、企業の社会的責任(CSR)の観点から、環境問題への取り組みを進める企業が増えています。

企業の環境に配慮した事業活動の中には、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステム¹の認証取得、地域の環境保全活動への参加、環境負荷を低減する設備導入や改善、省エネ活動の実践など、事業内容に応じた様々な取り組みが見られます。

1 組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくこと。